

事 務 連 絡

令和4年3月30日

各 都道府県
指定都市 精神保健福祉主管部局 御担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行について（情報提供）

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）が令和4年4月1日から施行されます。

改正法は、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年年齢を20歳から18歳に引き下げるものです。

つきましては、改正法の施行に伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の留意点については、下記のとおりですので、遺漏なきを期すとともに、管下市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 精神保健福祉法について

（1）「家族等」の範囲の拡大について

第33条第1項に基づく医療保護入院の家族等同意について、現在、20歳未満の者は同意できませんが、改正法の施行に伴い、18歳、19歳の者も同条第2項に規定する「家族等」として同意できるようになります。

同様に、第38条の4に基づく退院等の請求についても、改正法の施行に伴い、18歳、19歳の者も「家族等」として請求を行うことができるようになります。

(2) 親権に関する事項

改正法の施行に伴い、18歳に達した者は親権に服することがなくなります。

このため、現在、医療保護入院に当たり、原則として親権者である父母双方の同意を要するとされている18歳、19歳の者について、改正法の施行に伴い、「家族等」のうちいずれかの者の同意があれば足りることになります。

なお、医療保護入院を行う精神科病院の管理者が、「家族等」の間の判断の不一致を把握した場合において、可能な限り、「家族等」の間の意見の調整が図られることが望ましいことは従前通りですので御留意ください。

第2 医療観察法について

現在、20歳未満の者は、第23条の2に規定する「保護者」になることはありませんが、改正法の施行に伴い、18歳、19歳の者も、「保護者」になることがあり得ます。